

独立行政法人日本芸術文化振興会中期計画

平成 15 年 10 月 2 日
文 部 科 学 大 臣 認 可
変更認可 平成 18 年 3 月 31 日

(序 文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人日本芸術文化振興会が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

(基本方針)

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、我が国における芸術文化の中核的拠点として、国民の関心、果たすべき役割を常に踏まえながら、多様な活動を展開していくため、

芸術文化振興基金の運用によって得た財源等による芸術その他の文化活動（以下「芸術文化活動」という。）に対する資金の提供等の支援

国立劇場、新国立劇場を設置し、我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の公開及び我が国における現代の舞台芸術（以下「現代舞台芸術」という。）の公演

伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修

伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究・資料の収集・活用

劇場施設を伝統芸能の保存振興又は現代舞台芸術の振興普及等を目的とする事業の利用に供すること

等を行うこととする。

業務運営に関する重要事項を諮問するための評議員会については、伝統文化や現代舞台芸術をはじめとする様々な文化について高い識見を有する者で構成することとし、事業実施にあたっては、そこでの幅広い審議及び意見を参考とするとともに、芸術文化活動を行う芸術家、芸術団体等の自主性・創造性を十分に尊重しつつ行うこととする。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1-1 劇場利用者等へのサービスその他の業務の質の向上を考慮しつつ、振興会の行う業務について既存事業の徹底した見直し、効率化を進め、一般管理費などの事務的経費については、事務の一元化、一般競争入札の積極的な導入等を進め、平成 14 年度予算を基準として中期目標期間中に、13%以上の効率化を図る。

また、事業費についても、同様に、業務の質の向上を考慮しつつ、業務の効率化を進め、中期目標期間中に、毎事業年度につき 1%以上の効率化を図る。

具体的には、下記の措置を講ずる。

法人として明確な基本方針の下で、分野ごとの事業効率を高めるため、企画・分析機能を強化する。

各事業の情報基盤を一元的に整備する等総合情報システムを構築し、各事業の効率的な運営を支援する。

手続きを簡素化し、業務運営の効率化と利用者の利便性を高める。

一般競争入札による外部委託を推進することにより、業務運営を効率化する。

各館の共通的な事務を一元化することにより、業務運営を効率化する。

省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクル、ペーパーレスを推進する。

上述のほか、汎用品の活用等民間における業務運営の効率化対策について調査研究し、積極的に取り入れる。

なお、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、人件費については、平成 22 年度において、平成 17 年度の人件費に比較して、5 %以上削減するとともに、役職員の給与については、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、相場賃金の適正な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映等の必要な見直しを進める。そのため、中期目標期間の最後の事業年度において、平成 17 年度に比較して、概ね 2 %以上の人件費を削減する。但し、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。人件費の範囲は国家公務員という基本給、職員諸手当及び超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。

1 - 2 上記の効率化の進捗状況を踏まえ、組織機構の在り方を検討する。

2 振興会に、外部の有識者、各分野の専門家等で構成する評価委員会を設置するとともに、当該委員会において、振興会の目標等を踏まえ、組織、運営、事業などについて評価を実施する。評価に際しては、担当部署が行う自己点検、事業の実施結果に対する当該分野の外部専門家からの意見聴取等を踏まえ実施する。また、評価結果については、公表するとともに、組織の改善、事業の見直し、事務の改善等に反映させ、業務運営の効率化、国民に対するサービスの向上等に資する。

併せて、振興会が自ら実施する研修のほか、自己啓発・研修機会の充実を図るなど、各種職員研修を計画的に実施し、職員の能力向上、意識改革などを進め、業務運営の効率化、国民に対するサービスの向上等に資する。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 芸術文化活動に対する支援

(1) 国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造していく環境の醸成とその基盤の強化を図っていくとともに、我が国の芸術水準を向上させていくため、芸術家及び芸術団体等が実施する次に掲げる活動に対し、助成金を交付する。

ア 運営費交付金を充当して、芸術に関する団体が行う我が国の舞台芸術の水準向上に資する優れた公演活動に対し、助成金を交付する。

イ 芸術文化振興基金の運用収入等を充当して次に掲げる活動に対し、助成金を交付する。

芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動

a 現代舞台芸術の公演、伝統芸能の公開その他の活動

b 美術の展示、映像芸術の創造その他の活動

c 先駆的又は実験的な公演、展示その他の活動

地域の文化の振興を目的として行う活動

a 文化会館、美術館その他の地域の文化施設において行う公演、展示その他の活動

b 伝統的建造物群、民俗芸能その他の文化財を保存し、又は活用する活動
文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動

a アマチュア等の文化団体が行う公演、展示その他の活動

b 文化財である工芸技術又は文化財の保存技術の復元伝承その他文化財を保存する活動

ウ 助成金の交付に際しては、国、地方公共団体等における芸術文化の振興のための取り組みとの連携に留意するとともに、芸術文化団体等の芸術文化活動の充実・活性化や自助努力の助長など適切な支給効果が得られるよう配慮する。

また、芸術家及び芸術に関する団体等の自主性を十分尊重することに留意する。

なお、助成金の交付申請書受理から交付決定までの期間について、事務の効率化・簡素化等を進め、平成14年度の実績（芸術文化振興基金について約60日）以下とする。

(2) 助成金の交付に係る審査手続き等に関し、客観性及び透明性を図るための体制等を次のとおり整備する。

ア 適正かつ効果的な助成を行うため、助成金交付要綱等を整備するとともに、これを公表する。

イ 助成金の交付を適切に行うため、各分野の専門家、学識経験者等外部の有識者からなる委員会（以下「委員会」という。）（必要に応じて分野ごとの専門委員会を置く。）を設置する。

ウ 助成対象活動及び助成金の額については、委員会が審査を行う。また、助成金の交付に関する重要事項については、委員会が調査審議する。

エ 助成金の交付対象を適切に採択するため、委員会において審査方法等選考に関する基準を策定し、これを公表する。

オ 審査の透明性を確保するため、審査終了後、助成対象活動、助成金の額及び審査に当たった委員の氏名、当該年度における審査経過等を、ホームページやパンフレット等で公表する。

(3) 芸術文化振興基金の管理運用については、安全性を重視するとともに、安定した収益の確保によって継続的な助成が可能となるよう、資金内容及び経済情勢の正確な把握に努め、各年度計画における運用方針のもとに、効果的な方法により行う。

(4) 助成金の交付については、助成対象活動の実施状況及び当該分野の現状等を調査するとともに、その調査結果や応募状況等を勘案し、より効果的かつ効率的な助成について検討し、事業に反映させる。

また、広報誌の定期的刊行とともに、ホームページによる募集案内、助成対象活動をはじめとする芸術文化団体等に対する各種情報等の提供を充実させ、年間アク

セス件数を平成 14 年度の実績（約 3 万件）以上とする。

2 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演

伝統芸能の保存振興及び現代舞台芸術の振興普及を図るため、次のとおり伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行う。

(1) 伝統芸能の公開

ア 伝統芸能の公開については、つとめて古典伝承のままの姿で、なるべく広く、各種の伝統芸能の演出や技法を尊重しながら、その正しい維持と保存に努めることとし、中期目標の期間中おおむね以下のとおり伝統芸能の公開を行う。

歌舞伎公演	年間	7 公演程度
文楽公演	年間	10 公演程度
舞踊公演	年間	4 公演程度
邦楽公演	年間	6 公演程度
雅楽公演	年間	2 公演程度
声明公演	年間	1 公演程度
民俗芸能公演	年間	4 公演程度
大衆芸能公演	年間	67 公演程度
能楽公演	年間	50 公演程度

組踊等沖縄伝統芸能公演（平成 16 年度以降）
年間 30 公演程度

特別企画公演 年間 4 公演程度

イ 歌舞伎の演目については、原典を尊重し、筋の展開が理解しやすいよう通し狂言の上演に努める。

ウ 優れた作品で上演が途絶えたものを復活して上演し、又は新作脚本の募集等を行い、優れた作品について上演を行う等演目の拡充に努めるとともに、新たな作者の育成にも努める。

(2) 現代舞台芸術の公演

ア 国際的に比肩しうる高い水準のオペラ、バレエ等の現代舞台芸術を自主制作により公演するものとし、中期目標の期間中おおむね以下のとおり現代舞台芸術の公演を行う。

オペラ公演	年間	15 公演程度
バレエ公演	年間	6 公演程度
現代舞踊公演	年間	4 公演程度
演劇公演	年間	9 公演程度

イ 新作と再演のバランス、邦人作品の上演、レパートリーシステムの充実などに努める。なお、演劇については、我が国で創作された作品の再評価とともに、地方で活躍する劇団等との交流に努める。

(3) 青少年等を対象とした伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演

ア 歌舞伎、文楽及び能楽を中心に青少年等を対象とした鑑賞教室を年間 6 公演程度実施し、新たな観客層の育成を図るとともに、伝統芸能を後代に伝えることに

努める。

イ オペラを中心に青少年等を対象とした鑑賞教室を年間1公演程度実施し、新たな観客層の育成を図るとともに、現代舞台芸術の普及理解を図る。

(4) 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の実施に際しては、次のことに留意する。

ア 個々の実施目的、演目、過去の鑑賞者数の状況等を踏まえた適切な鑑賞者数の目標を設定し、その達成に努める。

イ 観劇者に対するアンケート調査を適宜実施するとともに、その調査結果及び外部専門家等の意見を公演事業に反映させる。

ウ 外部団体との連携協力等に努める。

エ 制作した作品の地方の劇場での実施に努める。

3 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修

伝統芸能の保存振興、現代舞台芸術の振興普及を図るため、次のとおり伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を実施する。

(1) 伝統芸能の伝承者の養成については、おおむね次のとおりとするが、実施に際しては、各分野の伝承者の人数、年齢構成、公開の実施状況等についての調査検討、研修修了後の就業機会確保のための関係団体等との協議、外部専門家等の意見を踏まえつつ、養成すべき分野及び人数等を決定する。

ア 養成分野・人数

歌舞伎（俳優、音楽）後継者養成

中期目標の期間中に18名程度の研修修了を図る。

大衆芸能（寄席囃子、太神楽）後継者養成

中期目標の期間中に8名程度の研修修了を図る。

能楽（ワキ、狂言、囃子）後継者養成

中期目標の期間中に8名程度の研修修了を図る。

文楽（大夫、三味線、人形）後継者養成

中期目標の期間中に6名程度の研修修了を図る。

イ 既成者研修の実施

歌舞伎俳優研修発表会 年2回程度

歌舞伎音楽研修発表会 年1回程度

能楽研修発表会 年3回程度

文楽研修発表会 年1回程度

その他必要に応じて、既成者に対する研修を実施する。

ウ 「組踊」の立方・地方の養成については、募集内容、カリキュラム等について、外部専門家等を交え検討を行い、早期の実現を目指す。

(2) 現代舞台芸術の実演家等の研修については、次のとおりとするが、実施に際しては、対象とする分野、人数等について、関係団体の要望、外部専門家等の意見を踏まえつつ、行うものとする。

ア 研修分野・人数

オペラ

中期目標の期間中に 25 名程度の研修修了を図る。

バレエ

中期目標の期間中に 16 名程度の研修修了を図る。

イ 発表会等の実施

オペラ 年 3 回程度

バレエ 年 2 回程度

ウ 演劇及びその他の関係者の研修については、外部専門家等を交えて検討を進め、その状況に応じて実施に向けて努力する。

(3) 外部の有識者等を含めた外部評価、研修実施方法等を検討する委員会における検討等を実施するとともに、その結果を踏まえ、対象分野の見直し、共通科目の統一の実施などメニューや研修実施方法等の改善を図る。

4 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用

伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演等の充実に資するとともに、その成果を研究者や国民一般に提供し伝統芸能及び現代舞台芸術の理解の促進を図るため、次のとおり伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用を図る。

(1) 伝統芸能に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用

ア 調査研究

伝統芸能の純正な形態による公開等に資するため、次のとおり調査研究を実施する。

上演の途絶えた演目又は場面等の台本研究、上演に際しての過去の記録等を調査した上演資料集の刊行、国立劇場における自主公演の映像記録等の作成を行い、公開に活用する。

日本各地の歌舞伎を主とした演劇興行に関する記録を調査し、年表を作成、「近代歌舞伎年表」として刊行し、再演及び研究への活用を図る。

伝統芸能に関する各種古文献の復刻、演劇書の索引をはじめとする目録類の作成を行い、伝統芸能の研究者等の利用に供する。

伝統芸能に対する国民の意識及び実態の調査を行い、伝統芸能の保存及び公開に反映させる。

国立劇場が委嘱、初演した音楽作品の楽譜及び解説を刊行し、再演及び研究への活用を図る。

組踊等沖縄伝統芸能に関し、沖縄県内各地の民俗芸能の調査研究、沖縄芸能史年表の作成、アジア太平洋地域の民族芸能の調査研究等を行う。

イ 収集及び活用

伝統芸能の理解及び普及を図るため、次のとおり資料の収集を実施するとともに、広く活用する。

伝統芸能関係図書、歌舞伎錦絵等博物資料、自主公演の上演情報等の収集及び分類整理を行い、閲覧、図録等の刊行、データベース化、インターネットによる提供、他の博物館施設等への貸与等を行う。

国立劇場で収録した公演記録映像及び自主企画映画をデータベース化し、劇場施設内において視聴を行う。

国立劇場が収集した資料等を利用して、デジタル技術を活用した展示を行い、国民の伝統芸能に対する理解の促進に努める。

収集した資料等を各劇場施設の目的に沿って次のとおり展示公開する。

国立劇場本館資料展示室 年2回程度

演芸資料館資料展示室 年3回程度

能楽堂資料展示室 年4回程度

文楽劇場資料展示室 年5回程度

国立劇場おきなわ資料展示室

平成16年度以降 年4回程度

(2) 現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用

ア 調査研究

現代舞台芸術の公演等に資するため、次のとおり調査研究を実施する。

主催公演に関する上演情報、出演者、文芸者についての資料をデータベース化し、関係者の利用に供する。

国内外の現代舞台芸術上演作品に関する情報を収集整理し、関係者の利用に供する。

国内外の現代舞台芸術団体の実態及び活動状況を調査し、公演事業等の参考に供する。

国内外の劇場の実態調査を行い、管理運営等の参考に供する。

イ 資料の収集・活用

現代舞台芸術の理解及び普及を図るため、次のとおり資料の収集を行うとともに、広く活用する。

我が国の現代舞台芸術の総合的な情報センターとして、外部専門家・有識者の意見を参考に、計画的な文献資料・視聴覚資料等の収集、閲覧、他の劇場等への貸与等を行う。

現代舞台芸術情報システムにより、主催公演記録映像等各種情報をデータベース化し、劇場施設内において視聴を行う。

現代舞台芸術に対する一般の理解を促進するため、主催公演に関する衣裳・舞台装置などの舞台美術及び関係資料を、次のとおり展示公開する。

新国立劇場舞台美術センター資料館 年2回程度

(3) 実施に際しては、外部専門家等の意見を踏まえた計画を策定し、計画的に行う。

また、利用者等に対するアンケート調査を適宜実施するとともに、外部専門家等の意見を踏まえ事業の充実を図る。

5 劇場施設の利用

(1) 振興会が行う伝統芸能の公開、現代舞台芸術の公演等各種事業の実施に支障のない範囲で、伝統芸能の保存振興、現代舞台芸術の振興普及、その他の目的のための

- 事業に対し、劇場施設を積極的に貸与する。その際、自主公演の利用計画の早期決定に努め、利用者に対する利便性の向上とともに、劇場施設の有効活用を図る。
- (2) 各施設及び設備等の概要、利用方法等の情報をホームページ等により提供するとともに、利用者の求めに応じ、入場券の点検、劇場内の案内、舞台機構操作等スタッフの提供を行う。
 - (3) 施設等の利用料金については、定期的に他の施設の実態等を調査し、適正な価格となるよう努める。
 - (4) 利用者に対しアンケート調査を適宜実施するとともに、その調査結果を踏まえ、貸与手続きの簡素化・効率化の推進等利用のさらなる充実を図る。

6 附帯する業務

伝統芸能の保存振興及び現代舞台芸術の振興普及を図るため、次の事業を実施する。

(1) 教育普及事業の実施

ア 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する理解の促進と普及を図るための講座、公演記録映像の鑑賞会等を実施する。

イ これらの事業について、中期目標の期間中毎年度平均で平成 14 年度の実績(約 5 千人)以上の参加者数を確保する。

また、その参加者に対しアンケートを行い、回答者の 70%以上から、その事業が有意義であったと回答されるよう内容について検討し、さらに充実を図る。

ウ デジタル技術により、収集した資料等を利用しながら、教育普及を目的とした舞台芸術教材の作成、文化デジタルライブラリーの整備、インターネットによる小・中学校等教育機関への配信を行い、舞台芸術に対する理解促進を図る。

(2) 広報活動の充実

広報誌を定期的に刊行するとともに、ホームページにおける公演情報等を充実させ、伝統芸能、現代舞台芸術についての国民の理解促進、情報入手等に寄与する。

また、事務の効率化・簡素化等を進め、ホームページへの情報の掲載に要する期間を 7 日以内とするとともに、年間アクセス件数を平成 14 年度の実績(約 77 万件)以上とする。

(3) 交流事業の推進

我が国における伝統芸能及び現代舞台芸術の理解の促進、活性化等に資するため、必要に応じて、特に組踊等沖縄伝統芸能の保存振興について、国内外の芸術関係団体等による公演、芸能・舞台芸術に関する講演会等交流事業の実施に努める。

(4) 劇場利用者等へのサービスの向上

ア 高齢者、身体障害者等の利用にも配慮した快適な観劇環境を提供するため、表示類の整備、動線や施設設備の工夫、整備を図る。

イ 英文等主要外国語による案内、解説等を整備し、外国人等の利用環境の整備を図る。

ウ チケットの販売システムを整備し、チケットセンターでの一括販売、インターネット販売等を行い、観客の利用形態に応じた販売方法を提供する。

エ 会員組織を設け、会報による定期的な情報提供、入場券販売サービス等により観劇機会の増加を図り、会員数が中期目標の期間中平成 14 年度の会員数（約 3 万 5 千人）以上となるように努める。また、会員に対しアンケート調査を適宜実施し、その回答内容について検討し、充実を図る。

オ 鑑賞団体等に対し、ボランティア等も活用しながら、公演の各種情報の提供及び観劇にあわせた事前の公演内容等の説明会、施設の見学会を実施し、振興会の事業に対する理解の促進を図る。

カ 公演内容に応じ、イヤホンガイド、字幕表示を積極的に導入し、観客の公演内容の理解の促進を図る。

キ 劇場利用者の苦情処理体制を充実し、劇場利用者の要望・苦情への迅速な対応を図る。

ク 売店やレストラン等におけるサービスの充実を図るなど、劇場利用者にとって快適な劇場空間となるよう努める。

予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画および資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金等を積極的に導入することにより、計画的な収支計画による運営を図る。

また、管理業務の効率化を進める観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

- 1 予算（中期計画の予算） 別紙のとおり。
- 2 収支計画 別紙のとおり。
- 3 資金計画 別紙のとおり。

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、10 億円。

短期借入金が想定される理由は、運営費交付金の受入の遅延が生じた場合である。

重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、次の経費等に充てる。

- 1 助成事業の充実。
- 2 追加公演の実施、必要な備品の購入等公開・公演事業の充実。
- 3 研修器具購入等養成・研修事業の充実。
- 4 資料の購入等調査研究事業の充実。
- 5 観劇者サービス、情報提供の質的向上、老朽化対応のための施設・設備の充実。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 1 人事に関する計画

(1) 方針

ア 職員の計画的、適正な配置と人事交流の推進等を図る。

イ 事務能率の維持、増進を図る。

福利厚生 の 充実

職員の能力開発等の推進

職員に対する実務研修等の充実により、各職員の能力開発及び意識改革を行い、より効率的な業務運営を図る。

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、その職員数の抑制を図る。

(参考1)

・期初の常勤職員数	319人
・期末の常勤職員数の見込み	317人

(参考2)

中期目標の期間中の人件費総額見込み

11,117百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

2 施設及び設備に関する計画

別紙のとおり施設・設備に関する計画に沿った整備を推進する。

3 その他振興会の業務の運営に関し必要な事項

組踊等沖縄伝統芸能の保存及び振興に係る劇場施設の管理運営については、沖縄芸能・文化の独自性とその伝統を活かし、地方自治体等地域の協力を得るため、財団法人国立劇場おきなわ運営財団に委託して行う。

また、現代舞台芸術の振興及び普及に係る劇場施設の管理運営についても、芸術家、芸術団体等の創意、工夫を取り入れるとともに民間等の協力を得るため、財団法人国立劇場運営財団に委託して行う。

1 予算（中期計画の予算）

平成 15 年度～平成 19 年度予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	55,329
雑収入	186
施設整備費補助金	1,193
公演事業収入	12,741
公演受託事業収入	320
基金運用収入	7,287
寄附金収入	9
その他の収入	0
計	77,065
支 出	
一般管理費	6,181
うち人件費	3,134
うち物件費	3,047
事業費	49,334
うち人件費	10,147
うち国立劇場事業費	10,258
うち国立劇場おきなわ事業費	3,284
うち新国立劇場事業費	22,672
うち歌舞伎 400 年記念事業費	16
うち舞台芸術振興事業費	2,957
施設整備費	1,193
公演事業費	12,771
公演受託事業費	320
基金助成事業費	7,292
うち人件費	550
うち物件費	6,742
計	77,091

〔脚注〕

・施設整備費補助金の金額は、中期目標期間中に予定される改修（更新）等についての試算である。

〔人件費の見積り〕

期間中総額 11,117 百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

基金助成事業費の人件費は、運営費交付金の対象外である。

〔運営費交付金の算定ルール〕

1．事業部門人件費

毎事業年度の事業部門人件費（P）については、以下の数式により決定する。

$$P(y)=P(y-1) \times$$

P(y)：当該事業年度における事業部門人件費。P(y-1)は直前の事業年度における事業部門人件費。

：人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数を決定。

2．事業費

毎事業年度の事業費（R）については、以下の数式により決定する。

$$R(y)=R(y-1) \times \quad \times$$

R(y)：当該事業年度における事業費。R(y-1)は直前の事業年度における事業費。

：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

：業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

3．管理部門人件費

毎事業年度の管理部門人件費（Pk）については、以下の数式により決定する。

$$P_k(y)=P_k(y-1) \times$$

Pk(y)：一般管理部門人件費。Pk(y-1)は直前の事業年度における一般管理部門人件費。

4．管理部門物件費

毎事業年度の管理部門物件費（Rk）については、以下の数式により決定する。

$$R_k(y)=R_k(y-1) \times$$

Rk(y)：一般管理費。Rk(y-1)は直前の事業年度における一般管理費。

5．自己収入

毎事業年度の自己収入（B）の見積り額については、以下の数式により決定する。

$$B(y)=B(y-1) \times$$

$B(y)$ ：当該事業年度における自己収入の見積り。 $B(y-1)$ は直前の事業年度における自己収入。

：収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

6. 運営費交付金

毎事業年度に交付される運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y)=\{P(y)+R(y)\} \times \quad + \{Pk(y)+Rk(y)\} \times (1-M) - B(y) + \quad (y)$$

$A(y)$ ：当該事業年度における運営費交付金。

M ：一般管理費削減率。各事業年度予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

：効率化係数。業務の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

(y) ：当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施、事故の発生、退職者の人数の増等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において、人件費の効率化等一般管理費の削減方策も反映し具体的に決定。

【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠】

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

- ・運営費交付金の見積りについては、（特殊経費）は勘案せず、（効率化係数）を各事業年度
1.0%の縮減、 M （一般管理費削減率）を各事業年度 3.16%(平成 14 年度を基準額として中期計画期間中に 13%縮減)の縮減として試算。
- ・事業費中の物件費については、（消費者物価指数）は変動がないもの(±0%)とし、
（業務政策係数）は一律 1 として試算。
- ・人件費の見積りについては、（人件費調整係数）は変動がないもの(±0%)とし、退職者の人数の増減等がないものとして試算。
- ・自己収入の見積りについては、（自己収入政策係数）は 1.0%として試算。
- ・施設整備費補助金については、平成 18 事業年度まで各年度一律 3.0%の縮減として試算。

2 収支計画

平成 15 年度～平成 19 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
一般管理費	5,681
うち人件費	3,134
うち物件費	2,547
事業費	43,392
うち人件費	10,147
うち国立劇場等関係経費	30,288
うち舞台芸術振興事業費	2,957
公演事業費	12,771
公演受託事業費	320
基金助成事業費	7,292
うち人件費	550
うち物件費	6,742
減価償却費	3,833
計	73,289
収益の部	
運営費交付金	48,887
雑収入	186
公演事業収入	12,741
公演受託事業収入	320
基金運用収入	7,287
寄附金収入	9
資産見返運営費交付金戻入	3,201
資産見返補助金戻入	632
その他の収入	0
計	73,263
純損失	26
積立金取崩額	26
総利益	0

(注) 積立金取崩額については独立行政法人日本芸術文化振興会法附則第二条第九項により、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額に相当する金額である。

3 資金計画

平成 15 年度～平成 19 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	101,018
業務活動による支出	69,456
投資活動による支出	31,562
資金収入	101,018
業務活動による収入	75,872
運営費交付金による収入	55,329
公演事業による収入	12,741
公演受託事業による収入	320
基金運用による収入	7,287
その他の収入	195
投資活動による収入	25,120
施設整備費補助金による収入	1,193
その他の収入	23,927
旧法人よりの繰越金	26

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（単位：百万円）	財 源
国立劇場等施設設備整備 （15年度～19年度）	1,193	施設整備費補助金

（脚注）

金額については見込みである。

なお、上記のほか、国立劇場おきなわの土地購入が追加される見込みである。

また、施設・設備の老朽度合等を勘案した改修（更新）等が追加されることがあり得る。